



おもちゃ箱つくば 保護者等からの児童発達支援事業所評価の集計結果(公表)

公開日：2022年4月1日

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	ご意見	ご意見を踏まえた 対応
環境・ 人員・ 運営体制 整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	2			利用人数により部屋が狭い場合もあると思う	事業所移転予定なので、よりよい環境になると思います。
	②	職員の配置数や専門性、勤務体制は適切であるか	2				医療的ケアの必要な児童が大多数なので、看護担当職員の配置に努めております。
	③	生活空間は、本人にわかりやすい構造化された環境になっているのか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	2				
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	1	1			
適切な 支援の 提供	⑤	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画iiが作成されているか	2				
	⑥	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	2			実際に1日を通して見ていないので評価は難しいが、連絡ノートを見る限りでは、本人は気持ちよく過ごしているようなので安心しています。	重症心身障害児・医療的ケア児への支援はどうしても介助への支援に偏ってしまいがちですが、事業所に来ることで少しでも楽しいと思ってもらえるようなしえんを考えていきます。
	⑦	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	2				
	⑧	活動プログラムiiiが固定化しないよう工夫されているか	1		1		
	⑨	保育所や認定こども園との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか				2	
	⑩	運営規定、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか	2				契約時又は更新時出来るだけ丁寧に説明してまいります。
	⑪	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされたか	1		1		出来る限りの丁寧な説明に努めてまいります。
	⑫	保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニングiv等）が行われているか		1	1		重心児に対するプログラムには、どのような取り組みが有効なのか研究していきたい。

保護者への説明等	⑬	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの健康や発達の状態、課題について共通理解ができているか	2				連絡帳や送迎時の会話を通し、情報の共有化に努めます。
	⑭	定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか	1		1		定期的な情報の交換に努めます。
	⑮	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか	1		1		状況的に難しい中ですが、保護者間の連携が取れるような支援を考えていきます。
	⑯	子どもや保護者から相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されているか	2				
	⑰	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか	2				
	⑱	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信しているか			2		活動に対する情報の発信力を高めていきたい。
	⑲	個人情報の取扱いに十分注意されているか	2				
非常時等の対応	⑳	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか	1		1		茨城県防災マニュアルに準じたマニュアルを作成し、非常時の対応を心がけていきます。
	㉑	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか	1		1		年2回の地震・火災等の訓練を行い防災意識を高めます。
満足度	㉒	子どもは通所を楽しみにしているか	2			預かってもらっている間は機嫌よさそうなので、本人は満足しているのでは。	子供たちに心から楽しんでもらえるような事業所を目指します。
	㉓	事業所の支援に満足しているか	2			なかなか預入先が無いので助かっています。	保護者の方々にも、ここに預けていれば安心だと信頼して頂けるよう努力していきます。

※ 1 「本人にわかりやすく構造化された環境」は、この部屋で何をするのかを示せるように、机や本棚の配置など、子ども本人にわかりやすくすることです。

※ 2 「児童発達支援」は、児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的な内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成します。

※ 3 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの障害の特性や課題等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。

※ 4 「ペアレント・トレーニング」は、保護者が子どもの行動を観察して障害の特性を踏まえた褒め方等を学ぶことにより、子どもが適切な行動を獲得することを目標とします。